

議案第 4 号

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例

鴨川市印鑑条例（平成 17 年鴨川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「平成 14 年法律第 153 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「に暗証番号その他必要な事項を自ら入力すること」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。